



平成 25 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ン ド
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 松 谷 昌 樹
役 職 氏 名 (コード番号 8918 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 佐 瀬 雅 昭
電 話 番 号 0 4 5 - 3 4 5 - 7 7 7 8 (代 表)

平成 25 年 2 月期通期業績予想値と決算値の差異に関するお知らせ

平成 25 年 1 月 29 日に公表しました平成 25 年 2 月期（平成 24 年 3 月 1 日～平成 25 年 2 月 28 日）の通期業績予想値と比較して、本日公表しました平成 25 年 2 月期決算短信において、下記の通り差異が生じたのでお知らせいたします。

記

1. 平成 25 年 2 月期通期連結業績予想数値と決算値との差異
（平成 24 年 3 月 1 日～平成 25 年 2 月 28 日）

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	当 期 純 利 益	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (※)
前 回 発 表 予 想 値 (A)	百万円 7,400	百万円 60	百万円 △250	百万円 -	円 銭 -
今 回 発 表 決 算 値 (B)	7,898	8	△321	668	2.27
差 額 (B - A)	498	△52	△71	-	-
差 額 率 (%)	6.7	△86.7	△28.4	-	-
(ご参考) 前 期 実 績 (平成 24 年 2 月 期)	8,681	457	160	△692	△3.40

(※)「1株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる普通株式数については、平成 25 年 2 月末における発行済株式数（自己株式を除く）を使用しております。

2. 差異の生じた理由について

当社は、平成 24 年 12 月 5 日以降、金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会及び神奈川県警（以下「当局」といいます。）の調査（以下「本件調査」といいます。）を受けております。

当社グループのコア事業でありますマンション事業及びシニア事業の販売進捗に関して、前回業績予想発表時（平成 25 年 1 月 29 日）と比べ、若干回復したことから、売上高は前回予想と比べ 498 百万円の増収となりました。

また、一部の棚卸資産に関して、保守的に評価減を見込んだことから、営業利益、経常利益が減少しております。

なお、すでに開示しております通り、一部債権者との協議が整い、当連結会計年度中に合計約 25 億円の債務免除益を計上したことにより、前回予想時点で“未定”としておりました連結当期純利益が 668 百万円となりました。

しかしながら、今回の当局による調査及びそれに伴うマスコミ報道等の風評被害により、当社グループへの影響は甚大で、当社におきましては、それまで業績回復に向け順調に進捗していたマンション分譲事業で、販売進捗に遅れが生じた事、共同事業協定の解約等が生じた事等から、当初計画と比べ、大幅な減収・減益となっております。

また、シニア事業を展開する株式会社ランドネクサス（以下「ランドネクサス」といいます。）においては、その影響が顕著であり、この状況が解決しない場合、同社の存続に影響を及ぼす可能性もありましたが、平成 25 年 4 月 17 日付で株式会社ネクサスが質権を行使し、当社の有していたランドネクサスの全発行済株式を取得しております。これにより、当社グループの今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、一日も早く、与信を回復させることで、将来的には、ランドネクサスとともに、シニア事業を再度展開することも視野に入れており、早期に業績を回復させ、企業価値の向上に役職員一丸となって、全力で取り組んでまいり所存であります。

なお、一部報道機関から、当社が反社会的勢力等と関与していたとの報道がなされたことに関しましては、自主調査を実施し、当社が反社会的勢力等と関与していたというような事実が一切ないことをすでに開示しております。

3. 平成 25 年 2 月期決算短信の開示遅延の理由について

平成 25 年 4 月 19 日付で開示の「平成 25 年 2 月期決算短信」の開示遅延に関するお知らせにてお伝えしております通り、第三者調査委員会からの勧告を受けたため、当該勧告を受けるに至った経緯を調査するとともに、監査法人元和及びその他の専門家等の見解を入手する等により再検証しておりますため、「平成 25 年 2 月期決算短信」の開示が期末後 50 日を超え遅延しております。

本日付「第三者調査委員会最終調査報告書の受領及び第三者調査委員会への委嘱契約終了に関するお知らせ」及び「第三者調査委員会最終調査報告書を受けての当社の今後の対応等に関するお知らせ」にてお知らせしております通り、上記調査等を継続しているなかで、第三者調査委員会から最終調査報告書を受領いたしました。これを受けてさらに実施した再検証により、当社といたしましては不適切な会計処理ではなかったものと再認識したため、このたび平成 25 年 2 月期決算短信を開示することといたしました。

なお、当社は、平成 23 年 2 月期及び平成 24 年 2 月期においては、会社の事業計画に基づく不動産調査報告書（「Project Value」）を減損損失計上の要否を判定する際の判断要素の一つとしておりましたために、第三者調査委員会より上記勧告を受けるに至ったことから、平成 25 年 2 月期決算にあたっては、当該勧告の対象となった物件に関し、不動産鑑定士に当該決算における物件評価を依頼し、不動産鑑定基準に準拠した「不動産鑑定評価書」を入手いたしました。

さらに、当社における当該物件の事業計画に関して、現時点で事業計画の見直しを行った上でその実現可能性を検証し、当該物件における賃貸事業の撤退等を決定するには至っていないこと等から、これら複数の資料を総合的に勘案して、当該物件に減損の兆候はなく、減損損失の計上は不要と慎重に判断いたしております。

なお、この点に関しましては、監査法人元和からも同様の見解をいただいております。
今回の決算開示が期末後 50 日を超え、株主の皆様をはじめ関係各位の皆様に、ご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上